

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第135号	
事故等名	乗揚	
発生日時	平成22年8月8日（日） 14時55分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市 津島潮流信号所から真方位120° 1,700m付近（概位 北緯34° 08.6′ 東経133° 00.4′）	
事故等調査の経過	平成22年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	釣船 ひょうたん丸1号、（長さ5.5m） 281-13657（船舶検査済票番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ及びプロペラシャフトに曲損	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣場の移動のために、今治市大突間島 <sup>おおつくま</sup> 西方沖を手動操舵によって低速力で南進中、平成22年8月8日14時55分ごろ、同島西方の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 1.1m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮流 北流約3ノット、潮高 約0.6m、 底質 岩	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、大突間島西方沖を南進中、船長が事前に海図で同島沖の水路状況を調査していなかったことから、同島沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、大突間島西方沖を南進中、船長が事前に海図で同島沖の水路状況を調査していなかったため、同島沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	